



平成 27 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 榎 沢 徹
(JASDAQ・コード6838)
問合せ先 取 締 役 後 田 晃 弘
電話番号 03-6435-6933

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 4 日付「当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で開示した訴訟に関して、本日下記のとおり訴訟上の和解が成立し解決しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

小林亨氏（以下「被告」といいます。）は、平成 23 年から平成 24 年にかけて、当社と国内子会社（バイオエナジー・リソース株式会社、以下「BER」といいます）の代表を兼務しておりました（平成 24 年 4 月 18 日に代表取締役を辞任）。

被告は代表取締役当時、法令等に遵守した手続きを欠いて強引に当社資金をBERに貸し付け、その後、同資金を海外子会社へ送金させました。当社は、前記資金の一部を回収したとはいえ、貸付金の大半は、BERの経営破たんにより回収不能となり、当社に多額の損害を与える結果となりました。

当社は被告の上記行為が、手続き瑕疵を原因とした行為により、会社に不測の損害を与えたものであると判断し、平成 25 年 12 月 4 日、東京地方裁判所に対し、当社が被った損害である 2978 万 1075 円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟の提起を致しました。

裁判において双方の主張がなされた後、裁判所から和解による解決を促されたことから、和解協議に入りました。双方の和解協議のなかでは、損害賠償債務の支払金額および被告の支払能力等の点で折り合いがつかず、双方から裁判所に和解案提示の裁定を求めました。平成 27 年 8 月 14 日付け文書で裁判所の和解案が提示され、これをもとに平成 27 年 9 月 3 日、下記 3 の内容にて訴訟上の和解が成立致しました。

当社としましては、これまでの訴訟経過をもとに、本件訴訟が継続された場合の訴訟費用や時間及び被告の支払能力等を総合的に考慮した結果、和解をすることにより、早期解決を図ることが合理的であると判断致しました。

2. 和解の相手方（被告）

当社元代表取締役 小林 亨氏

3. 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、2978 万 1075 円（元金）及びこれらに対する平成 25 年 12 月 24 日から平成 27 年 9 月 3 日まで年 5 分の割合による遅延損害金 256 万 6067 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して原告が指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
 - ① 平成 27 年 9 月末日から平成 30 年 6 月まで毎月末日限り元金に 5 万円ずつ（合計 170 万円）。
 - ② 平成 31 年から平成 39 年月まで毎年 12 月末日限り元金に 280 万円ずつ
 - ③ 平成 40 年 12 月末日限り元金に 288 万 1075 円
 - ④ 平成 41 年 12 月末日限り遅延損害金全部
- (3) 被告が前項の金員の支払いを怠り、その額が 10 万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失う。
- (4) 被告が前項により期限の利益を失うことなく(2)①の金員を支払ったときは、原告は、被告に対し、(2)②ないし④の支払義務を免除する。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

4. 今後の見通し

本和解の成立による当社の業績に与える影響は、軽微であります。

以 上